

2025年6月23日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、以下のとおり、貸金返還請求訴訟（以下「本訴」といいます。）を熊本地方裁判所に提起することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- （1） 訴訟を提起する裁判所：熊本地方裁判所
- （2） 訴訟の提起があったものとみなされた日：2024年11月20日

2. 訴訟を提起した者（原告）

名称： 株式会社オウケイウェイヴ
住所： 東京都港区新橋三丁目11-8
代表者： 代表取締役社長 杉浦 元

3. 訴訟を提起した相手（被告）

名称： AT株式会社
住所： 熊本県菊池郡菊陽町原水1157-3
代表者： 代表取締役 竹元 一真

4. 訴訟提起に至った経緯及び訴訟の内容

（1） 訴訟提起に至った経緯

当社は、マイニング事業への参入を企図し、被告との間で、2019年9月18日付で金銭消費貸借契約書を締結し、同月19日に運転資金として金6000万円の融資を実施しました。

その後、被告より当初の返済期日を過ぎても支払いがなされなかったため、内容証明郵便を送付するなどして支払いの催促を都度行いましたが、それ以降も、被告からの支払いはなされませんでした。

そのため、当社は、2024年11月20日に、被告を債務者として、支払督促の申立てを行ったところ、被告から2025年5月22日付で督促異議申立てがありました。

これにより、本件は、民事訴訟法395条の規定により支払督促の申立日に遡って熊本地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされることになったことから、その支払いを被告に求めるものとして本訴に踏み切ることとなりました。

(2) 訴訟の内容

訴訟の内容：被告に対する貸金返還請求

訴訟の目的の価額：金6000万円及びこれに対する利息並びに遅延損害金

5. 業績に与える影響

本訴に係る今後の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。なお、本訴に係る請求債権につきましては、過年度において、貸倒引当金として計上しております。

また、本訴に伴う2025年6月期連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上